

ひまわり 向日葵

令和元年
第266号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

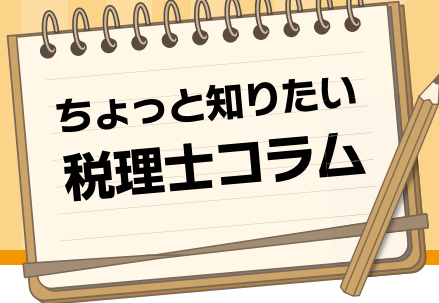


日本三大曳山 秩父夜祭

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	青年の集い参加報告／法人会セミナーのご案内／	
税務署だより……………	4-5	立川都税事務所からのお知らせ……………	15
令和2年度税制改正に関する提言……………	6-7	入会案内／新入会員紹介コーナー……………	16
法人会全国大会参加報告／市民・産業まつり		人人……………	17
法人会ブース出展報告……………	8	会員増強決起大会実施報告……………	18
税金クイズ集計結果……………	9	納税表彰等受表彰者紹介／国内研修実施報告…	19
教えて税理士さん！／新春講演会のご案内…	10	賀詞交歓会のご案内／e-taxのご案内……………	20
地域の名所／地域のイベント情報……………	11	ブロック・支部研修会実施報告……………	21
社労士column……………	12	女性部会交流会実施報告／法人会福利厚生制度	
会社紹介……………	13	受託会社コーナー……………	22
【実施報告】年末調整実務研修会／決算書作成講座及び		法人会行事のご案内……………	23
法人税申告書等の書き方講座／人材採用ノウハウ講座…	14	recipe……………	24





マイナンバーカード

新聞・ニュース等により政府はマイナンバーカードとキャッシュレス決済を組み合わせる利用することによりポイントを付与する方針であるという報道がされました。総務省において公表されているマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は、令和元年11月1日現在約14.3%で、マイナンバーカードの普及の促進と消費税率引上げ後の消費活性化策としての中小・小規模事業者の店舗での「キャッシュレス・ポイント還元事業（令和2年6月末まで）」後の政策という考えによるものかと思われます。

今回は、マイナンバー制度及びマイナンバーカードで現状利用できること及び今後の利用機会の拡大について、内閣府、総務省、厚生労働省、国税庁において公表されていることについて紹介いたします。

① マイナンバー制度とは

平成27年10月より、日本に住民票を有する全ての人(外国人も含みます)に1人1つの12桁の番号(マイナンバー)を通知して、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的とした制度です。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。「マイナンバー」は通称で法令上は「個人番号」といいます。

② 通知カードとは

紙のカードでマイナンバーを通知するものです。マイナンバーのほかに氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。通知カードだけでは、身分証明書としては利用できません。今後(令和2年5月予定)、通知カードは廃止され、廃止後はマイナンバーの通知を通知カードによらないで行うようにするようです。

③ マイナンバーカードとは

ICチップが付いたプラスチック製のカードで平成28年1月から交付が開始されました。表面には氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、臓器提供の意思表示欄等が記載され、裏面にマイナンバー、氏名、生年月日、QRコードが記載されています。マイナンバーを証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。

④ マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは本人の申請により交付されます。申請方法は複数ありますが、主な方法としては、通知カードと一体となっている個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書を切り取り、既に印字されている氏名、住所、生年月日を確認し、電話番号、申請日を記載し、自署押印し、顔写真を貼り付けて、返信用封筒に入れて送付します。他にもスマートフォン、パソコン等からも申請できます。初回の交付手数料は無料ですが、紛失等に伴う再交付の手数料は有料となっています。受け取る際には、送られてきた交付通知書(ハガキ)、通知カード、運転免許証等の本人確認書類、2種類の暗証番号を用意して、交付場所(市区町村役場等)で受領します。

⑤ マイナンバーカードで現状利用できることの一例

① 住民票の写し・印鑑登録証明書等のコンビニ取得

マイナンバーカードを利用することにより、コンビニエンスストアで、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書等が取得できるサービスです。サービスの実施状況、内容は市区町村により異なります。

② e-Taxによる税務申告書の送信

ICカードリーダーライタの取得とパソコンにおいて一定の設定が必要となりますが、国税庁のサイトにある確定申告書等作成コーナーでは、所得税(青色申告決算書、収支内訳書を含む)、個人消費税、贈与税の申告書の作成及び送信ができます。他の税目もe-Taxソフトの利用により送信可能です。

③ 自治体ポイント

クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージ等を、自分の好きな「自治体ポイント」に交換・合算することで、地域の商店での日々の買い物やオンラインショップから全国の特産品を購入できます。

④ 図書館利用カードとしての利用

一定の手続きを行うことにより図書館利用カードの代わりにマイナンバーカードで図書等を借りられます。東京都では豊島区立図書館、八王子市立図書館にて利用可能です。

現状と今後の利用機会の拡大

● 税理士 牧野 友彦 ●

6 マイナンバーカードの今後の利用機会の拡大

① マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント）

既に報道されていますが、利用者がマイナンバーカードとマイキーIDを取得し、民間キャッシュレス決済手段を利用することにより国による支援として一定額のプレミアム（ポイント）が付与されるそうです。方法としては2種類あるようです。

- ① マイナポイント申込みページで利用するICカードを選択して申込み、ICカードにチャージすると一定額のプレミアムが付与される方法。
- ② 利用者が希望するQR決済アプリから、マイナポイントを申込み、QR決済アプリを使って買い物をすると、一定額のプレミアムが付与される方法。

報道では利用額の25%、1人当たりの上限は5千円分のポイントを付与する方針とのことです。2万円の支払いで2万5千円分が利用できる案となっているそうです。令和2年9月開始でポイントの付与は令和3年3月までとする予定のようです。

② 青色申告特別控除65万円の適用要件として

マイナンバーカードの直接の利用拡大とは異なりますが、令和2年分の所得税（特別な場合を除いて令和3年に確定申告書を提出する分）から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。

現行は下記①～④の全てを満たすことが必要です。

- ① 正規の簿記の原則での記帳（複式簿記）及び保存。
- ② 確定申告書に青色申告決算書（貸借対照表及び損益計算書）を添付。
- ③ 期限内申告。

変更後は上記①～④の要件と⑤e-Taxによる送信又は⑥電子帳簿保存が要件に加わります。⑤又は⑥どちらかの選択となりますが、⑤e-Taxによる送信を選んだ場合には、マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によることになります。ちなみに、税務署のパソコンでは青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信

することはできないそうで、65万円控除は受けられないとのことです。⑤及び⑥のいずれの要件も満たしていない場合には、上記①～④の要件を満たしていても、青色申告特別控除額は55万円になります。

③ 健康保険証としての利用

令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を導入する予定とのことです。医療機関・薬局の窓口においてマイナンバーカードの提示を求め、顔写真を確認した上でマイナンバーカードの公的個人認証機能によりオンラインで健康保険の資格確認を行うとのことです。暗証番号の入力をしないで、本人確認を行うことが可能になるそうです。医療機関等ではマイナンバー自体は利用しないので、診療情報と紐付くことはないそうです。

最後に

税務の手続きを含め行政手続きにおいてマイナンバーとともに本人確認の書類が必要になることがあります。マイナンバーカード1枚で本人確認書類も済むということでは便利かもしれません。また、今後、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定とのことなので利便性が向上すると思われます。

Profile 牧野 友彦

東京税理士会東村山支部所属

大学卒業後ゲームソフト会社に就職し当該会社が出版する漫画雑誌の編集職に従事。

退職後、税理士資格取得に向け浪人生活。

開業までの約12年間サラリーマン税理士として修行。修行期間中カンボジアのプノンペンに約1年半駐在。

2004年12月 税理士試験合格 税理士資格取得（簿記論、財務諸表論、法人税法、所得税法、相続税法）

2009年3月 税理士登録

2016年1月 開業

2018年6月 経営革新等支援機関に認定

- 事務所 牧野友彦税理士事務所
西東京市田無町5-1-4 小松ビル201号
- TEL 042-497-4242
- URL tm-cpta.com

税 務 署 だ よ り

税務署でIDとパスワードを取得して

いつでもどこでも
スマホで申告



ID・パスワード方式
を利用するための手続き



「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、
IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信（提出）できます。

平成31年（2019年）1月以降、申告書をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信（提出）するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

STEP 1 ID・パスワード方式の申請

※ この申請は、平成30年（2018年）1月以降、行っています。

○ お近くの税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを即日発行します！

- （注）1 勤務先のお近くの税務署でも発行できます。
（注）2 確定申告期に限らず、いつでも発行が可能です。
（注）3 運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。
（運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます。）



STEP 2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

※ ID・パスワード方式による申告は、平成31年（2019年）1月からとなります。

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能！
- ご不明な点は電話で問合せできます！
（電話番号等は、国税庁ホームページをご覧ください。）

www.keisan.nta.go.jp
作成コーナー
タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



STEP 3 作成コーナーからe-Taxで送信（申告書を提出）

- STEP 1で取得したIDとパスワード（ID・パスワード方式）を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
（自宅に保管する必要があります。）
- 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。
（注）1 「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
（注）2 平成31年（2019年）1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
（注）3 ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



・平成31年（2019年）1月以降も、引き続き、従来の方法でもe-Taxによる申告書の送信ができます。
・国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。



所得税・贈与税・個人消費税の
東村山税務署の申告書作成会場は
2月17日(月)に開設します。

会場開設前は税務署の申告書作成会場はありませんので、
申告書作成・相談のためのご来署はご遠慮ください。



【開設期間】令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで
(土、日及び祝日を除く)

※ ただし、2月24日(月・振替休日)と3月1日(日)は開場します。

【受付時間】午前8時30分から午後4時まで

【相談時間】午前9時から午後5時まで

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早目にお越しください。

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を！

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

●消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

●政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

●財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

●今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

●社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すで

に指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスはどう入れるかが重要になる。

●少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3.行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとはい言いがたい。

●国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

●国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4.消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

●軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

●税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。

また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

●平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現（29.74%）したが、OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

●中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

●租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

●「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

●「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になろう。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

●税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

令和元年10月3日(木)三重県津市産業・スポーツセンターで開催された第36回法人会全国大会に村野会長と小堀税制・社会貢献委員長が出席しました。今年は全国から約1800名の会員が参加し、第1部では伊勢神宮広報室の音羽悟氏から「皇室と神宮」と題した記念講演が行われ、伊勢神宮の成り立ちから皇室との関係について分かりやすくお話をいただきました。今後、今上天皇陛下の即位に伴う祭礼等を目の当たりにできる幸運を感じるとともに、新たな時代が始まることへの希望と期待を抱くことが出来ました。第2部の式典では、令和2年税制改正提言の報告に引き続き、会員増強等に功績のあった単位会等の表彰が行われました。

次回は、令和2年10月8日に岩手県で開催されることが示され、東日本大震災から復興中の岩手法人会の皆さんから多くの会員に参加して欲しいとの声をいただきました。



市民・産業まつり法人会ブース出展報告

税と法人会を知ってもらおう!

今年度も管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに税制・社会貢献事業の一環として、法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう！と役員の皆さんが活動を行いました。

今年度の市民まつり等は、10月20日(日)の清瀬市に始まり、11月9日(土)と10日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」の幟を立てて税知識の向上活動を行いました。特に、恒例の税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種をプレゼントする法人会恒例企画には長い列ができ、大盛況でした。

また、各ブースに知見寺東村山税務署長を始めとして東村山税務署員の方々とイータ君が訪れ、法人会の活動をお手伝い頂きました。



イータ君も法人会の活動をお手伝い

東村山市
いきいきプラザ南側



小平市 小平市福祉
会館前市民広場



西東京市
西東京いこいの森公園



東久留米市
東久留米駅西口



清瀬市
けやき通り



税務署長と支部役員の皆様



法人会ブースの状況



税金クイズ集計結果（令和年度）

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

		東村山ブロック 実施日 11月9日・10日		小平ブロック 実施日 11月9日		西東京ブロック 実施日 11月9日・10日		東久留米ブロック 実施日 11月9日・10日		清瀬支部 実施日 10月20日	
問題1 あなたは東村山法人会を	A. 知っている	1226	61.7%	326	72.4%	641	61.3%	524	66.2%	312	67.7%
	B. 知らない	760	38.3%	124	27.6%	405	38.7%	268	33.8%	149	32.3%
	回答数合計	1986		450		1046		792		461	
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか？	A. 1市	124	6.3%	71	15.7%	92	8.9%	50	6.4%	33	7.3%
	B. 5市	1754	89.6%	332	73.6%	818	78.8%	605	78.0%	356	78.2%
	C. 6市	80	4.1%	48	10.6%	128	12.3%	121	15.6%	66	14.5%
	回答数合計	1958		451		1038		776		455	
問題3 世界には色々な税がありますが、実際にない税はどれでしょうか？	A. ソーダ税	140	7.2%	83	18.7%	216	21.0%	138	18.1%	129	28.4%
	B. ポテトチップス税	248	12.8%	216	48.6%	250	24.3%	154	20.2%	102	22.4%
	C. ソーセージ税	1554	80.0%	145	32.7%	564	54.8%	469	61.6%	224	49.2%
	回答数合計	1942		444		1030		761		455	
問題4 10月から日本では消費税（付加価値税）の標準税率が10%になりましたが、お隣の中国では何%でしょうか？	A. 10%	52	2.6%	84	18.9%	110	10.6%	99	12.6%	67	14.8%
	B. 16%	1750	89.0%	324	73.0%	680	65.5%	535	68.1%	318	70.2%
	C. 25%	164	8.3%	36	8.1%	248	23.9%	152	19.3%	68	15.0%
	回答数合計	1966		444		1038		786		453	
問題5 現在日本は「少子・高齢化」が進んでいますが、このまま進むと2050年には高齢者（65歳以上）を何人で支えることになるでしょうか？	A. 1.3人	1650	84.3%	277	61.4%	684	65.3%	495	63.1%	265	57.2%
	B. 2.4人	136	6.9%	89	19.7%	154	14.7%	160	20.4%	89	19.2%
	C. 3.6人	172	8.8%	85	18.8%	210	20.0%	129	16.5%	109	23.5%
	回答数合計	1958		451		1048		784		463	
問題6 公立小学生1人の1年間の教育に税金はいくら使われているでしょうか？（平成28年度）	A. 約88万円	1614	82.1%	276	62.2%	822	80.1%	403	52.3%	244	53.7%
	B. 約67万円	240	12.2%	110	24.8%	72	7.0%	298	38.7%	154	33.9%
	C. 約39万円	112	5.7%	58	13.1%	132	12.9%	70	9.1%	56	12.3%
	回答数合計	1966		444		1026		771		454	
性別	男	356	20.9%	93	27.8%	296	34.3%	156	24.4%	86	24.6%
	女	1350	79.1%	242	72.2%	568	65.7%	483	75.6%	264	75.4%
	回答数合計	1706		335		864		639		350	
年代	10代	224	11.8%	14	3.3%	60	5.9%	46	5.9%	10	2.3%
	20代	48	2.5%	2	0.5%	12	1.2%	11	1.4%	4	0.9%
	30代	188	9.9%	29	6.9%	136	13.4%	40	5.1%	25	5.8%
	40代	332	17.5%	33	7.9%	144	14.2%	87	11.1%	56	13.1%
	50代	172	9.1%	56	13.3%	144	14.2%	93	11.9%	44	10.3%
	60歳以上	930	49.1%	286	68.1%	516	51.0%	505	64.6%	290	67.6%
	回答数合計	1894		420		1012		782		429	

正解は… 問題1：該当するところ 問題2：B（5市） 問題3：C（ソーセージ税） 問題4：B（16%） 問題5：A（1.3人）

問題6：A（約88万円）

は正解数と正解率

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

初めて税務調査を受けることとなりましたが、税務調査の流れや留意点について教えてください。

(東村山市 K.S.)

回答

税務調査といえば、ある日突然会社と社長の自宅に令状を持った調査官が一斉にやってきて・・・30年ほど前にヒットした映画のシーンにありましたが、一般的な税務調査ではあんなことはありません。まずは事前に税務署から連絡が入り、調査の日程はお互いの都合によって調整してから決めることができます。

調査の日数は会社の規模などにもよりますが、だいたい2～3日程度。初日の午前中は社長との面談で事業の概要など大まかな話から入ります。昼食は高級仕出し弁当を用意して、とかは不要です。調査官は食事の提供は受けられないことになっていますので。

そこから具体的に資料のチェックに入ります。この売上、仕入れは本当にこの期のものなのか、この仕入れや外注費に実態はあるのか、交際費は個人的なものではないのか、資料に不備がないか、など多岐にわたります。そこで指摘されたことをすべて受け入れる必要はありません。指摘はあくまで指摘なので、納得できるまで調査官に質問することも大切です。

調査は取り調べではないですから、必要以上に恐れることはありません。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 米野純一税理士事務所
税理士 社会保険労務士 米野 純一

ご案内

令和2年

新春講演会のご案内 2020



講師

お笑いコンビ

バックンマックン 氏

演題

バックンマックンの笑劇的
国際コミュニケーション力

日時

令和2年 1月20日(月)
午後3時30分開催

会場

立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)

問合せ

(公社)東村山法人会事務局
☎042-394-7654



参加費無料
申込不要





清戸の獅子舞



水天宮拝殿



日枝神社拝殿

地域の名所

清瀬市「日枝神社 水天宮」

清瀬市中清戸2-616

清瀬駅北口から徒歩15分の志木街道沿いにある、日枝神社水天宮をご紹介します。

日枝神社の御鎮座は天正7年（1579年）と伝えられますが境内には大和武尊が東征の際に木陰で休んだといわれの残る柵（ヒイラギ）の葉（ヒコバエ）があり、正月や七五三の季節は遠方より多数の参拝者で大変賑わいます。また、境内社の水天宮は明治初期に勧請され、安産守護の神様として戌の日や毎月5日の縁日には安産祈願の方が多くお参りになります。

毎年7月15日前後の日曜日には「清戸の獅子舞」（清瀬市無形民俗文化財）が奉納されます。行列、棒使に続き、3頭の獅子と山の神が笛や歌と供に舞う姿は大変に勇壮でまた格調の高いものです。普段は通り過ぎてしまいがちですが、立ち寄ってみると歴史も古く、郷土の歴史探訪巡りのひとつとして興味のある方は是非足を運んでいただくことをお勧めします。

地域のイベント情報

清瀬

年中行事 小正月のまゆ玉飾り

小正月の伝統行事を再現します。まゆや農作物の豊作祈願である「まゆ玉飾り」を開催します。まゆ・さといも・さつまいも等の形のだんごを作り、みかんと一緒にこならの木の枝に刺して飾ります。また、郷土食のやきだんごも試食します。

【日 時】 1月11日(土)午後1時30分～

【場 所】 郷土博物館(清瀬市上清戸二丁目)

※直接会場へ。

【問合せ】 郷土博物館 ☎042-493-8585

※焼きだんごはなくなり次第終了です。



SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、これは、2030年までに、国(先進国、新興国、途上国)、企業、NPO、個人の区別なく、あらゆる垣根を越えて協力し、よりよい未来をつくろうと国連で決まった17個の目標です。

急増する人口とエネルギー消費量で地球は限界に来ているのではないか？ この危機から、地球を持続可能にするために、国連中心に3年かけて世界中の政府・市民社会・企業・研究者・女性・若者等の様々な立場の人が協議を重ね、世界中から1,000万人の人々がオンライン調査でその声を届けることで成立した「みんなのための・みんなで支える」目標です。

SDGsは“17のゴール”と“169のターゲット”からなり、全てが繋がりがあい、全てが実現できるか実現できないかのどちらかとされています。風が吹けば桶屋が儲かる式に世界がつながっており、例えば、目標の14番目の海の豊かさを守ろう(海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する)と15番目の陸の豊かさを守ろう(陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止)は環境保護について深く関連しております。

たとえば、↓

スナック菓子が地球温暖化を加速化。 ➡ **安いスナック菓子製造** ➡ **安い植物油脂必要** ➡ **その原料のパーム油の大量確保** ➡ **ヤシ大農園拡大** ➡ **ジャングルを大量伐採** ➡ **温室効果ガスの大量発生** ➡ **異常気候** ➡ **環境汚染・生態系破壊・貧富の差拡大・テロ増加**

日本政府の「SDGs達成の具体的施策」の中に、「1億総活躍社会の実現」があり、その中核課題として「働き方改革」が据えられています。SDGsの17個の目標の8番目は、働きがいも経済成長も全ての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進することとなっていますが、まさに、同一労働同一賃金・長時間労働是正・高齢者就労促進等々、働き方改革の大きな経営課題と重なっております。

(参考)環境省及びSDGs推進本部資料抜粋

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし)

2019年12月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、O3S(フンス)ソリューションサービスチーム) = AFAC 主宰
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



有限会社 パイプ環境サービス

水廻りのメンテナンスはお任せください！

弊社は、牛乳販売店を経営しておりましたが、大型スーパーの進出により、先行きが見えず昭和58年当時フランチャイズチェーン協会「パイプ小僧」に加盟し排水管清掃業も開業致しました。フランチャイズとはゆえ本部から軽トラックに搭載している高圧洗浄機・電動ワイヤーなど高額な金額で購入し、ロイヤルティーなどを払い、研修も1・2回程で本部からの仕事もほぼありませんでした。

そんな時代にも関わらず「起業する」人たちが多かったような気がします。昭和60年、私が高校を卒業しパイプ小僧を手伝うようになり、若干であります仕事量が増え平成2年「有限会社パイプ環境サービス」に法人化し、専務職としてスタートしました。当時は、「牛乳販売店」と「排水管清掃業」という、どう見ても繋がらない畑違いとなる事業を、30年以上継続することができるとは、これっぽっちも思っていませんでした。

ここまで事業を継続することが出来たのは、同業者を含め仲間を大切にすることにより大きな事業も完了する事が出来たのではないかと考えています。営業内容は、定期的にマンション内の排水管を高圧水にて洗浄し管内部をカメラで調査したり、道路上にある大きな下水管に潜り、強力な吸引車などで汚泥を回収したり、貯水槽を清掃消毒したりと水に関する仕事は何でもやります。

よく「たいへんね～」大事な仕事とよく言われますが、人が好まない仕事ゆえに人手不足で困っています。最後にライフラインを守る社会貢献をしたい人がいましたらお声かけください。



不法に投棄されたコンクリートの除去



CCDカメラ



経年劣化し腐食した排水管



車 両

有限会社 パイプ環境サービス

■ 専務取締役 三沢 和喜

■ 所在地 東京都東久留米市八幡町3-6-26

■ TEL／ 042-471-4005

■ FAX／ 042-471-4007

年末調整実務研修会 実施報告

11月20日(水)法人会館において年末調整実務研修会を会員及び一般の方42名参加で開催しました。講師として東村山税務署二本柳源泉審理担当官と續木上席国税徴収官をお招きし、DVDにより「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を鑑賞後、税務署が準備したテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方々に年末調整の手順について理解していただきました。また、参加した各社には「年末調整のしかた(大蔵財務協会発行)」を進呈するとともに、年末調整に必要な書類を配布して、大変喜んで頂きました。



研修会の状況



二本柳源泉審理
担当官



續木上席国税
徴収官

決算書作成講座及び 法人税申告書等の書き方講座 実施報告

10月4日(金)、法人会館において「決算書作成講座」(全5回)、11月8日(金)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は昨年度もご講演いただいた東京税理士会東村山支部所属税理士の野澤英二先生にお願いし、決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を講師が準備した資料等を元に、分かり易く講義していただきました。受講者の方からは、「講師が一人一人丁寧に教えてくれて、大変分かり易い。」との声をいただきました。



講演状況

人材採用ノウハウ講座 実施報告



セミナー実施状況

11月13日(水)東村山法人会館において人材採用ノウハウ講座を開催しました。講師に(株)アーヌエヌエ工杉山豊氏とブランディングテクノロジー(株)永田義博氏及びアカラックス(株)岩下正一氏をお迎えし、中小企業の採用マーケットの現状と成功事例を分かり易く説明して頂きました。



令和元年11月7日(木)～8日(金)、「湧き上がり!未来を動かす熱きパワー ～(豊の国おおいた)からの第一歩～」の大会スローガンのもと、第33回法人会全国青年の集い「大分大会」が開催され、當麻部会長をはじめとする東村山法人会青年部会員、総勢16名で参加しました。

iichiko総合文化センターグランシアタにて「租税教育活動プレゼンテーション」が開催され、青年部会活動の柱である租税教育活動の成果を、各地区の単位会代表が発表しました。取り組みの事例等を共有でき、今後の青年部会活動の参考となりました。

翌日は「大会式典」に出席し、続く「記念講演」では、アン ミカ氏をお迎えし、演題「ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動か

す～」を聴講しました。未来を動かすリーダーとして常に前向きに考え行動する必要性を、改めて考えさせられました。

最後に会場を移し、ホテル日航大分オアシスタワーにて「大懇親会」に参加しました。

開会では大分法人会の青年部会がラグビーの「ハカ」を披露し、会場中が大いに盛り上がり、会場全体が一体(ワンチーム)になりました。そのおかげか、全国から集まった同志とも意見交換に華が咲きました。素晴らしい雰囲気で大分大会は幕を閉じ、また参加したいと思えるような全国青年の集いでした。

記 副部会長 齋藤雄作

東村山法人会 セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	1月 7日(火)	13時～15時30分
税務教室 「消費税申告書作成講座～原則課税～」	1月21日(火)	14時～16時
新設法人説明会	1月22日(水)	13時～15時40分
決算法人説明会	2月 4日(火)	13時～15時30分
税務教室 「消費税申告書作成講座Ⅰ～簡易課税～」	2月18日(火)	15時～16時
e-Tax・eLTAX講習会	2月21日(金)	13時30分～16時10分
中小企業会計啓発普及セミナー	2月27日(木)	13時～17時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

どなたでも参加できます!

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いはこちらのとおりです。

	12月27日(金)	12月28日(土)～1月5日(日)	1月6日(月)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い (郵送分を含む)	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 立川都税事務所 042-523-3171(代表)



法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654



■法人名 N.I.A翻訳
■代表者 佐倉 花奈美
■電話/FAX 042-445-2819
■メールアドレス n.i.a.translations@gmail.com
■支部 清瀬支部
■会員区分 賛助会員

新入会員紹介コーナー

N.I.A翻訳はインターネットを通じて、個人および企業様向けに、英語、スペイン語、ポルトガル語の翻訳を行う翻訳事務所です。インバウンドの増加やグローバル化の進展に伴う地域観光サイトや企業ホームページの外国語展開、外国人労働者の暮らしに必要な書類や職場のマニュアルの翻訳、海外進出のための資料、国際結婚・離婚などの法的文書その他の翻訳を取り扱っています。異文化を繋ぐ架け橋として、地域経済と国際社会の発展に貢献できるよう、今後も努力していきます。よろしくお願いします。

新入会員紹介

令和元年9月1日～至令和元年10月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第6支部	東村山市栄町2-37-8-104	シャモア洋菓子店	塩野 大介	洋菓子店	042-313-3474
小平第1支部	小平市小川町2-1278-7	(有)岡部工務店	岡部 和幸	建設業	042-342-5270
西東京第2支部	東久留米市本町1-3-38	山田社労士事務所	山田 基樹	社会保険労務士業	042-478-5138



加藤院長

ひと
ひと

小平第3支部 総務委員 加藤 健さん



加藤動物病院 加藤 健 プロフィール

- ・加藤 健(かとう たけし)
- ・昭和29年4月21日生まれ (65歳)
- ・出身は 東京都小平市
- ・昭和59年に現住所に於いて動物病院開業
- ・住所 小平市仲町505番地
- ・電話 042-344-1822

「旧小平市役所」で地域の動物たちを見守っていく

動物が好きな子どもでしたので、小学4年生くらいの時から自然に獣医師になりたいと思っていました。犬・猫・ハト・カブトムシやクワガタムシなど虫も含めて、いろいろな動物を飼っていましたよ。生物全般

獣医師をめざしたきっかけを教えてください。

ゲームよりも動物たちと触れ合う、子どもが育つ地域を作る

して使われていました。20年ほど前から、私たちが建物をそのまま利用しています。「加藤動物病院」としては今年、開院35周年を迎えます。建物は市役所として建てられただけあって広いので、犬猫の入院室を分け、診察室も複数用意して診療にあたっています。医院がある小平という場所は都内のほとんどの場所が通勤圏内であるため、ベッドタウンとして落ち着いた住宅地になっています。繁華街もなく、環境のいい場所です。また10年前に、玉川上水にも分院を開いています。

敷地内に小川が流れる、とても大きな医院ですね。この建物は50年ほど前に建てられたもので、当時は小平市役所と

地域の方に向け、メッセージをお願いします。

最近では若い世代であまり動物を飼

休日はどうのように過ごされていますか？
あまりゆっくり休むことはありません。学校の校医として動物を診たり、市民の集いに参加することが多いです。この地域で育ってきたので、お手伝いができるのはいいことだと思っていますからね。時間があると、医院の庭に出て草刈りをしたりします。自然が好きなんです。ほかに時間が取れるときには、俳句の会に入っているのです。そこで句を作っています。

が好きで、高校では生物部に入ったほど。微生物、ミジンコなんか特に動きが可愛いですよね。進路を決めるにあたり身近に獣医師がいたわけではなく、「シートン動物記」や「ドリトル先生」の本を読んで憧れていたんです。他の職業ともほとんど悩みませんでした。バイオや生物には興味がありましたが、学校の生物の先生は少し違うなと思ったのでやはり獣医師の道を選びました。



▲ 加藤動物病院 本院



▲ 加藤動物病院 第2病院

わなくなってきましたよね。いろいろと余裕を持ちづらくなっていることも、背景にはあるのかもしれないが、動物と過ごすことが、かえって気持ちの余裕に繋がることもある。もっとみんなが動物を飼えるような環境になってほしいと思っています。家庭の中に動物がいると、情操教育にもいいですし、ゲームをするより犬猫と触れ合って育ったほうが心豊かに育つのではないかと。実は犬と人間で1万年の付き合いがあるってご存じですか？猫は6、7千年とちょっと少ないんですが。これだけ一緒にいるということはお互いに必要としているんですよ。これから先も獣医師として、動物たちの治療をしていくことはもちろんのこと、地域と動物たちのためにできることをしていきたいと考えております。相談しにくいような日常のささいなことでも、気軽に相談してみてくださいね。

報生

会員増強決起大会実施報告

今年度の東村山法人会統一の会員増強期間が10月10日(木)から11月9日(土)の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が行われました。各会場では法人会活動の基盤である会員の増加を目指して頑張ろうと決意表明が行われました。会の組織基盤の強化、充実には新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員の皆様のご協力をお願いします。

東村山ブロック

10月27日(日)
西武ゆうえんち内
モンベール



参加者の皆様



会員増強に向けた関の声

小平ブロック

10月23日(水)
清 乃



林ブロック長のご挨拶



小川副ブロック長による決意表明

西東京ブロック

10月18日(金)
谷戸イチョウホール



鎌田ブロック長のご挨拶



山田副ブロック長による決意表明

東久留米ブロック

10月10日(木)
北京カオヤー店



高橋ブロック長のご挨拶



神藤委員長による決意表明

清瀬支部

10月11日(金)
清瀬商工会館



恩田副会長のご挨拶



参加者の皆様

納税表彰等 受彰者紹介 (敬称略)

◆東京国税局長表彰受彰者



村野 康司
(会長)

11月7日(木)
KKRホテル東京
において受彰さ
れました。

会長と東村山税務署幹部の方々
武山副署長 村野会長 知見寺署長

◆税務功労者立川都税事務所長 感謝状受彰者



受彰の様子

鎌田 忠詞
(西東京市、副会長)

11月22日(金)東京都
立川合同庁舎において
村野会長陪席の元、感
謝状が贈呈されました。

◆税務署長受彰者

高萩 武博 (東村山市、前常任理事)
井上 嘉明 (小平市、前常任理事)
白石 和子 (東村山市、女性部会長、東村山間税会副会長)

◆税務署長感謝状

宇根 育伸 (小平市、理事)
遠藤 敏夫 (小平市、理事)
狩野 徹 (清瀬市、総務委員、東村山間税会常任理事)
鈴木 茂代 (東村山市、東村山間税会理事)
アサ・フィールドマウント(有) (西東京市)

11月12日(火)ルネこだいらにおいて受彰されました。
表彰式には大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、
受彰者の功績を讃えられました。



受彰者と法人会役員(ルネこだいら)

国内研修実施 報告

第36回法人会三重大会に接続し、村野会長・藤島事業研修委員長以下13名が三重県及び愛知・静岡県の施設等を研修しました。初日は、「伊勢神宮」を参拝し、天照大神に全員で日頃の感謝をお伝えし、パワーを授かるとともに、おかげ横丁を散策しました。2日目は、夫婦岩や真宗の本山である専修寺を訪ねるとともに、伊勢志摩真珠館にて真珠の魅力を再認識しました。3日目は、カクキュー味噌の里、うなぎパイファクトリー、エアパーク浜松を訪れ、買い物を楽しみました。

本研修期間を通じ三重・愛知・静岡地方の見識を高めるとともに、会員間の交流・懇親を深めることができた有意義な国内研修となりました。



伊勢神宮 宇治橋前



カクキュー味噌の里



エアパーク浜松



夫婦岩

ご案内

賀詞交歓会のご案内

日時 令和2年1月20日(月) 午後5時10分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

※できるだけお釣の要らないようご協力下さい。

【恒例の福引大会も行います。是非、ご参加下さい。】

2020

※新春講演会は午後3時30分から開催されます。
詳細はP10をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654

納税にはダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

西東京ブロック 日帰り研修会実施

報告

三島スカイウォーク、韮山反射炉見学

11月19日(火)当日、出発は雨上がりの曇り。三島に着く頃には見事な快晴。三島溪谷にかかる400メートルの大つり橋から眺める富士山の雄姿に皆感激！ここで今年度から新しくなった鎌田新ブロック長を囲んで記念写真に納まる。午後は韮山反射炉見学。映像と係員の説明40分の研修。

参加者の中には、3度目と言う方が多かったが、ここは何度来ても富国強兵に燃える明治人の息づかいが伝わる感動の場所でした。研修の終わりは、車中午後6時、前ブロック長の尾林氏の挨拶で無事終了。新参加者を5名加えた有意義な研修会でありました。副ブロック長 山田章



三島溪谷にて

東久留米ブロック 日帰り研修会実施

報告

迎賓館見学と東京港遊覧の日帰り研修会、会員増強決起大会を実施

10月10日、東久留米ブロックの総勢44名による日帰り研修会と会員増強決起大会が実施されました。

心配されていた空模様もこの日は快晴で、最近トランプ大統領を迎えたばかりの迎賓館を見学したあと、銀座の中華料理店で、高橋ブロック長のもと会員増強決起大会が実施されました。

引き続き本場の中華料理による昼食を満喫したあと、有明に移動し、東京都の水上バスに乗船し、約1時間の行程を、ほぼ全員が水上バスの観覧席に上り、強い海風が吹く東京港の風景を楽しみました。



中華料理会食



迎賓館にて

東久留米第3支部 研修会実施報告

報告

令和元年10月22日、天皇陛下即位礼正殿の儀が行われた日に東久留米第3支部研修旅行が実施された。当日は早朝からあいにくの雨でしたが、参加の18人で秩父和どう温泉へと向かった。天気こそ悪かったが、お湯は最高。また往復のバスの中でもメンバー同士の懇親も果たせ、とても有意義な1日となった。帰りの渋滞も無くほぼ予定通りに無事散会した。



和どう温泉にて



女性部会交流会 実施報告

舞台「ふるあめりかに袖はぬらさじ」を鑑賞

11月6日(水)、女性部会交流会が行われ、28名の方にご参加いただきました。

今回は浜町にある明治座にて“ふるあめりかに袖はぬらさじ”を鑑賞して参りました。幕末の動乱を生き抜く人々がいきいきと描かれ、歌あり笑いありのとても素晴らしい舞台でした。部会員同士の交流も深まり、とても有意義な交流会でした。



明治座にて

法人会福利厚生制度受託会社コーナー

「健康経営®」の実践!! 心身ともにリフレッシュで業績UP!?

大同生命保険株式会社 東村山営業所長 上大谷 真幸

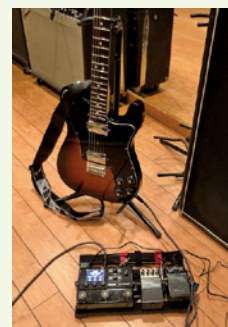


こんにちは、法人会の福利厚生制度を受託させていただいております、大同生命の上大谷です。法人会行事や日々の活動では会員の皆様によりしていただき心より御礼もうしあげます。

さて、弊社では1社でも多くの企業さまに「健康経営®」※¹を普及推進するため、「KSP(健康サポートプログラム)※²」を提供しております。当社自身が「健康経営®」を実践することを通じて、健康経営の普及推進に努めるために、これまで社内で推進してきた「健康リスクの把握・管理(疾病予防・メンタルヘルス対策)」「労働時間の縮減」に関する取組みを拡充するとともに、「健康増進・保持に向けた支援」を開始しており、ウォーキングキャンペーンや週1回の早帰りDAY・有給休暇の計画的取得の促進など、健康維持・増進と仕事と家庭の両立を実践しております。

目下、私は、休日や早帰り日には青年部会員の方々とバンド活動に勤しみ、リフレッシュしております。

今後、ますます「健康経営®」が中小企業経営のキーワードになってくると予想されています。ぜひ、この機会にみなさまの会社でも「KSP」を活用いただき「健康経営®」の実践をおすすめいたします。詳しくは各推進員にお尋ねください。



※1「健康経営®」とは(「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の商標登録)

「従業員の健康維持・増進の取り組みが将来的に企業の収益を高める投資である」との考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、企業が戦略的に実践すること。経済産業省による認定制度あり。

※2「KSP(健康サポートプログラム)」

大同生命がお届けする「健康経営実践ツール」です。「健康診断の受診促進支援」、経営者・従業員個々の「生活促進ソリューション」「インセンティブ」の提供など、健康経営®に必要なPDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)の実践を一貫してサポートするWebサービスです。

法人会行事のご案内

令和元年11月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1. 7(火)	13:00	決算法人説明会	法人会館	2.12(火)	13:00	青年部会主催出前授業	東村山市立南台小学校
1. 8(火)	13:00	労務経営相談会	//	//		労務経営相談会	法人会館
1.16(木)	13:00	東京都事業承継個別相談会	//	2.14(金)		東村山ブロック賀詞交歓会	//
1.20(月)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	2.15(土)	14:00	青年部会主催出前授業	西東京市立保谷第1小学校
//	17:10	賀詞交歓会	//	2.18(火)	15:00	個別融資相談会	法人会館
1.21(火)	14:00	第8回税務教室	法人会館	//		第9回税務教室	//
//	14:00	個別融資相談会	//	2.19(火)	13:00	生活習慣予防健診	東大和ハミングホール
1.22(火)	13:00	新設法人説明会	//	2.20(水)	13:30	東京都事業承継個別相談会	法人会館
2. 4(火)	13:00	決算法人説明会	法人会館	2.21(金)		e-Tax・eLTAX講習会	//
2. 6(木)		生活習慣予防健診	田無タワー	2.26(火)		生活習慣予防健診	東久留米スポーツセンター
2. 7(金)		清瀬支部賀詞交歓会	清瀬商工会館	2.27(水)	13:00	生活習慣予防健診	//
				//		中小企業会計啓発普及セミナー	法人会館

Recipe 肉団子と茄子の煮込み

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた



材料

- ・茄子小さい3個
- ・シシトウ5個
- ・肉団子8個
- ・生姜
- ・ニンニク
- ・長ネギ

《調味料》

- ・しょう油
- ・お酢
- ・塩コショウ
- ・砂糖
- ・胡麻油
- ・片栗粉



フライパンに胡麻油で肉団子、茄子、シシトウ火を通す。
フライパンに少し油で生姜、ニンニク、長ネギを炒め、生姜、ニンニク、長ネギの香りが出たら、肉団子、茄子、シシトウを鍋に戻し、しょう油、お酢、塩コショウ、砂糖、お水を入れて煮詰め、味が茄子と肉団子にしみ込んだら、片栗粉を水で溶かして回しながら入れて、とろみが出たら火を止めて完成です。

税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P10) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。



本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集規定

写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には、法人会の図書カードをプレゼントします。どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP
QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[266号] 令和元年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載